

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営理念である「食文化の普及に努め、心豊かな時を提供するとともに、日本の伝統的な「もてなす心」を世界に発信する企業であり続ける」、社員一人一人が豊かさや幸せを享受し、夢を追い続ける企業であり続ける」という考えに基づき、時代に即した事業領域を自らの手で創業し堅実な成長を続けることで、お客様、株主の皆様、そして社員の一人一人に対して今まで以上に「安心と安全」という信頼を提供するとともに、企業活動における全ての利害関係者に対し社会的責任を果たすことが経営の最重要課題であると認識しております。この実現に向けて、当社グループでは、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考え、経営の透明性や健全性及び迅速且つ適切な意思決定体制を確保しながら、企業価値を最大限に高めていく取組みを行っております。

コンプライアンスの基本は、人材教育＝人間形成であると考えており、人材教育が最重要課題であると認識しております。人材教育とは、良き人間形成であり、その者たちがしっかりと社会の規範を守る事、これが正にコンプライアンスであり、そしてそれがまた企業統治（コーポレート・ガバナンス）につながると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4－10. 任意の仕組みの活用】及び【補充原則4－10－1. 任意の仕組みの設定】

当社は経営陣幹部、取締役の指名・報酬について取締役会の審議により決定しております。今後は、取締役候補者選定や報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含めた指名並びに報酬案に関する事前会議の場を設定する予定です。指名・報酬に関する事前会議においては、取締役・執行役員及び監査役の選任、指名等に関する検討、並びに取締役・執行役員の報酬体系等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申することを予定しています。

【補充原則4－11－3. 取締役会評価の結果の概要】

独立社外取締役を加えた取締役会の中で、取締役会の在り方や運営方法について適宜議論することにより取締役会の実効性向上に努めております。取締役会の実効性についての分析・評価、結果の開示方法については今後の課題として検討致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

現時点では政策的に保有している上場株式はございません。今後保有を検討する場合は、その目的や経済的合理性、当社の中期的な企業価値向上に資するかなどについて精査し、取締役会において決定いたします。また、議決権の行使については当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に検討した上で議案への賛否を判断することとします。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社が、役員や主要株主等の関連当事者と取引を行う場合、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益を害することが無いよう、競業取引や利益相反取引等に該当する可能性がある場合は、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、次に定める「経営理念」に基づき、レストラン企業としての可能性を追求し、ウェディング事業やホテル事業、ケータリング・デリバリー事業、ワイン事業など、時代に即した事業領域を自らの手で創業し推進してまいります。また、全ての事業領域において、弛まない構造改革、ならびに付加価値を創造することで堅実な成長を続け、お客様、株主の皆様、そして社員の一人一人に対して今まで以上に「安心と安全」という信頼を提供するとともに、夢を提供し続けてまいります。

- ・ 食文化の普及に努め、心豊かな時を提供するとともに、日本の伝統的な「もてなす心」を世界に発信する企業であり続ける
- ・ 社員一人一人が豊かさや幸せを享受し、夢を追い続ける企業であり続ける

また、企業活動における全ての利害関係者に対して、社会的責任を果たすことが経営の最重要課題であり、コンプライアンスを重視した経営、及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が重要であると考えております。経営の透明性や健全性及び迅速且つ適切な意思決定体制を確保しながら、企業価値を最大限に高めていく取組みを行ってまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

事業規模500億円の実現に向け、「新たな挑戦」として以下に取り組めます。

- ・ 既存事業の強化・推進

既存店舗において、その店舗が持つ潜在能力を最大限に発揮させるため、シェフ、支配人などの幹部社員を養成し、既存店舗強化のための環境を整備いたします。また、各店舗の立地ごとに料理の研究・開発を重ねレベルアップを図るとともに、時代に応じた顧客ニーズの把握に努め、将来の顧客基盤となる新規顧客の獲得と既存顧客の囲い込みを推進してまいります。

新規店舗の展開については、地区毎に旗艦店を配することでガバナンスの強化とエリア特性を活かした営業の推進が可能となります。今後のホテル開発も見据え、仙台、広島に旗艦店を出し、北関東・東北地区、中国・四国地区の商圈を確保してまいります。

・新規事業分野の開発

当社グループは、レストラン企業としての可能性を追求し、カフェ、ブライダル、ワイン、ケータリングなど様々な事業分野において新しい価値を創造することで、事業分野を広げ多くの実績を重ねてまいりました。

今後は、当社にとって新たな事業領域となるホテル事業を本格的に推進いたします。

現在4つのホテル(賢島、熱海、仙石原、沖縄)の出店を進めております。今後の展開といたしましては、第一段階として全国のリゾート地に小規模滞在型ホテルの出店を進め、第二段階として50室規模のリゾート型ホテルを開発し、第三段階として50室規模の都市型ラグジュアリーホテルを開発することを想定しており、今後10年間で300億円超の事業規模を目指してまいります。

今後も、ホテル事業に続く新たな事業領域を自ら創出し、更なる成長に向け邁進してまいります。

・人財の育成

シェフや支配人などの幹部社員や各分野の職人を育成する新たな教育の仕組みを構築し、人財育成を強化いたします。これにより新規事業における人財の充足に加え、既存事業における各店舗の強化を図ってまいります。

(3)当社の役員報酬を決定するにあたっての方針は、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。具体的には、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を社長及び担当取締役が検討し、最終的に取締役会にて決定しております。

今後は、報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含めた報酬案に関する事前会議の場を設定する予定です。

(4)当社の取締役、監査役候補者は、次の選任基準、選任手続き、構成に対する考え方に沿って、幅広い多様な人材の中から決定しております。

今後は、候補者選定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含めた指名案に関する事前会議の場を設定する予定です。

(取締役選任基準)

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
7. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

(取締役選任手続き)

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において指名する。
2. 取締役候補者の指名にあたっては、選任基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ取締役会で決定する。

(取締役会構成に関する考え方)

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。
2. 取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、2名以上の社外取締役を含む10名以内で構成する。
3. 社内取締役は、代表取締役社長、営業部門取締役、管理部門取締役、サービス部門取締役及び調理部門取締役、ならびに各事業担当執行役員を中心に経営の監督が行き届くように構成する。

(監査役選任基準)

1. 優れた人格・見識及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していること
2. 全社的な見地、客観的に監視する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
7. 会社法第335条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

(監査役選任手続き)

1. 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において指名する。
2. 監査役候補者の指名にあたっては、選任基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ取締役会で決定する。

(監査役会構成に関する考え方)

1. 監査役会は、監査役会の独立性確保のため過半数の社外監査役で構成する。
2. 社外監査役は財務・会計、法律、経営などの専門家から選任する。

(v) 取締役候補等の指名についての説明

各役員候補者の選任の理由については、選任時における株主総会招集通知の株主総会参考書類において開示しています。

(参照先) <http://cdplus.jp/company/download/241153/38425.pdf>

【補充原則4-1-1. 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

その他、重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期

的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、当社と取締役会及び業務執行役員並びに経営陣等との間の利益相反を監督します。

なお、定款および法令で定めるもの以外の主要な取締役会の決議事項は以下の通りです。

<定款および法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項>

- ・グループの経営方針に関する重要な事項
- ・経営管理業務に関する重要な事項
- ・子会社等の設立、解散その他の重要な事項など

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、別途定めた独立役員の基本を満す独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は当社グループが持続的に成長する為、取締役会の監督機能だけでなく、それぞれの独立社外取締役が持つ幅広い知識、経験、多様性をステークホルダーの視点に立って企業価値向上を補完致します。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて以下の独立役員選任基準を定め、独立役員候補者を選定しております。

(独立性判断基準)

当社は、独立取締役候補者が当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者 ※1
2. 当社グループを主要な取引先※2とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先※3又はその業務執行者
4. 当社の主要株主※4又はその業務執行者
5. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に、多額※5の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
8. 当社グループから多額 ※5の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 当社グループから一定額※6の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
10. 当社グループの取締役及び監査役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
11. 上記2～3、6～9に過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記4に過去5年間に於いて該当していた者
13. 上記1～10に該当する者が重要な者※7である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

注)

※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、理事、執行役員又は支配人、その他の使用人、ならびにその就任の前10年間に於いて(但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役であったことがある者)にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて)当社グループの業務執行取締役等であった者をいう。

※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者、又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。

※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者、又はその親会社若しくは重要な子会社、ならびに当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。

※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主をいう。

※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結総売上高の2%以上をいう。

※6 一定額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える額をいう。

※7 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

取締役会は実効性ある経営体制及び実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成し、定款で定める員数である10名以内としております。

現在は、代表取締役社長、営業部門取締役、管理部門取締役、サービス部門取締役及び調理部門取締役など各事業・業務に精通した取締役と、それぞれの専門性を活かした2名の独立社外取締役で構成されております。

取締役選任に関しましては、当社の定める取締役選任基準に基づく構成に対する考え方に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

今後は、候補者選定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含めた指名案に関する事前会議の場を設定する予定です。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告ならびに有価証券報告書にて開示致します。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニングの方針】

各取締役、監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要な知識・情報を取得、更新するため、取締役会において各担当取締役から店舗運営の状況、財務に関する情報、新規事業の状況等、経営や業務にかかる必要な情報やノウハウなどを定期的に報告しております。更に必要に応じて各事業や業務の理解を深めるため、個別に担当取締役間で補足説明を行うことにより経営に関する正しい決定ができる環境を作るよう努めております。

また、新任の取締役・監査役に対しては、就任後速やかに長期的なビジョン、経営方針、事業や財務に関する情報、及びガバナンスの方針などの説明を実施することで、経営に対するバランスや意識を高め、取締役、監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

取締役及び監査役は会計・財務・税務などの専門知識習得の為、外部講習や交流会などへ積極的に参加するなど、必要に応じて社外講習会や

交流会に参加し、取締役・監査役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主・投資家との対話については、代表取締役社長をトップとして管理部担当取締役及び執行役員が行っており、経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報を速やかにわかりやすく提供することに努めております。対話に必要な情報は、管理部が営業企画部、新規事業部などの関係各部署から情報収集し、取りまとめをしております。

個人株主に対しては、主に株主総会や株主を対象とした食事会を通じて対話をする他、年2回発行される株主通信にて状況の報告をしております。また、アナリストやファンドマネージャーなどの機関投資家へは個別に面談を行い、四半期毎の決算や事業の状況などについて説明を実施しております。

対話において把握された株主の意見や懸念については、適宜取締役会などを通じて経営陣にフィードバックしております。なお、対話の際には、インサイダー情報管理には十分に留意しております。

主な活動内容

・決算説明会

半期毎の決算後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長及び財務担当役員等が決算概要や事業戦略について説明します。

・アナリスト・ファンドマネージャーとの個別面談及び電話会議

・株主様フェア

株主優待の一つとして各店舗にて株主様フェアという特別な食事会を開催しております。年間100回程度を目標に開催し、管理部を中心とした役員がその時々に応じた事業の報告の場として株主と積極的な対話に努めております。

以下の開示資料はWEBサイトでご確認頂けます。

・有価証券報告書および四半期報告書

・適時開示情報を含む重要なニュースリリース

・決算短信

・決算説明会説明資料

・コーポレートガバナンスに関する報告書

・定時株主総会の招集通知

・株主通信

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平松博利	5,741,100	11.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,704,100	3.51
ひらまつ社員持株会	1,703,900	3.51
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,500,000	3.09
平松慶子	1,242,600	2.56
株式会社三井住友銀行	600,000	1.23
株式会社ヨックモックホールディングス	600,000	1.23
中川一	600,000	1.23
江頭和子	500,000	1.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	483,600	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷信太郎	弁護士								△			
永露英郎	他の会社の出身者											
額賀古太郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷信太郎	○	過去に当社の顧問弁護士として契約を締結しておりました。	当社の経営について造詣が深く経営陣の信頼も厚いこと、並びに企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したためであります。
永露英郎	○	——	主に多種の企業経営の経験に基づく視点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断したためであります。
額賀古太郎		——	主にギャラリー経営者として海外の経験が長くフランス料理に精通しており、付加価値のあり方について造詣が深く、それに基づく視点から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、監査役3名(うち2名が社外監査役)が、監査役会による監査を核とした経営監視体制を採用しており、監査方針及び監査計画に基づく網羅的な監査を実施するほか、取締役会に出席し取締役の職務執行の監視を行っております。監査役は、取締役会へ出席するほか、各店舗への往査、取締役を含む従業員から重要事項の報告收受等により業務執行状況を監視し、会計監査人、内部監査室との連携を通じてその実効性を高めることに努めております。

会計監査人との情報共有は、年4回の定例会議及び必要に応じて適宜行っております。

内部監査室は、監査役と連携を取りながら年間内部監査計画に基づき、各部門の管理・運営制度及び業務執行の適法性、効率性等の観点から監査を実施しております。内部監査及び監査役監査は適宜監査結果の報告及び協議を行い、監査計画等への反映を行っており、監査機能並びにその実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

会社との関係(※)

氏名	属性													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江頭啓輔	他の会社の出身者													
唐澤洋	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江頭啓輔		_____	主に企業経営における幅広い知識と豊富な経験に基づく見地から当社の経営全般に対し意見をいただけるものと判断したためであります。
唐澤洋		_____	公認会計士及び税理士であり、会計・税務の専門知識と豊富な経験を有しており、専門家としての立場から、当社の経営に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

平成28年6月24日開催の定時株主総会において、業績向上に対するインセンティブを高めるため、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び、募集要項の決定を当社取締役会に委任することの承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

更新

新株予約権の募集事項につきましては、当社取締役会で決定し次第公表いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2016年3月期の取締役及び監査役の報酬等の額
取締役 8名 177,410千円(うち社外取締役 3名 10,200千円)
監査役 4名 9,000千円(うち社外監査役 3名 6,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会事務局は設置していませんが、監査役会の招集、議事録の作成その他監査役会の運営に関する事務は、管理部の協力のもと常勤監査役が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

経営会議や各会議での報告、内部監査の報告に加え、取締役が各店舗を巡回した際に情報収集実態を把握しております。課題や懸念事項がある場合は、各会議にてマネージャー以上の管理職に対し、各取締役から指導及び注意喚起を行っております。また、関係各部署にて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の意見を事前に聴取し行動することで、法令違反に抵触しないよう努めております。取締役会は月1回を基本として開催しておりますが、必要に応じ機動的に臨時取締役会及び経営会議を開催しており、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るために、取締役は7名、うち3名は業務執行の監視機能を高めるため社外取締役とすることを基本としております。経営方針や法令で定められた事項、またそのほか経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けております。また、当社は監査役制度を導入しており、監査役は3名(うち2名が社外監査役)であります。監査役会による監査を核とした経営監視体制を採用しており、監査計画に基づく網羅的な監査を実施するほか、取締役会に出席し取締役の職務執行の監視を行っております。当社グループでは、適時適切な情報開示が全ての利害関係者に対する責任を果たすことであると同時に、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、情報開示に積極的に取り組んでおります。経営会議は取締役4名と執行役員3名で構成されており、必要と判断した場合には監査役も参加します。経営会議は原則として毎月1回開催しておりますが、必要に応じ機動的に開催しております。経営課題について議論するほか、必要な場合は審議結果を取締役に付議します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社グループは、3名の社外取締役と2名の社外監査役を選任しており、それぞれの豊富な経験および識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な視点から、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役および業務執行取締役の監督においても重要な役割を果たしております。これらの社外取締役と社外監査役を通じ、経営への監視・助言機能が十分に働いていることから、その客観性・中立性が確保されていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に送付するように努めております。また、定時株主総会の招集通知を、招集通知発送前に、TDネット及び自社のウェブサイトにより電子的にその情報を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、議案の十分な検討期間を確保し、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避ける等、株主総会関連日程を全体として適切に設定します。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境	平成27年9月末現在の海外投資家所有比率は3.99%となっており、コスト等を勘案し議決権の電子行使や召集通知の英訳を採用しておりません。今後の事業展開や株主構成の変化等に

向上に向けた取組み	応じて検討いたします。
その他	招集通知を郵送するとともに当社ホームページに掲載し、議決権行使書を返送して頂く方法によっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主に対しては、主に株主総会や株主を対象とした食事会を通じて対話をする他、年2回発行される株主通信にて状況の報告をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の決算後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長及び財務担当役員等が決算概要や事業戦略について説明します。 更に、アナリストやファンドマネジャーなどの機関投資家へは個別に面談を行い、四半期毎の決算や事業の状況などについて説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の開示資料はWEBサイトでご確認頂けます。 ・有価証券報告書および四半期報告書 ・適時開示情報を含む重要なニュースリリース ・決算短信 ・決算説明会説明資料 ・コーポレートガバナンスに関する報告書 ・定時株主総会の招集通知 ・株主通信	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部担当取締役及び執行役員が行っており、経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報を速やかにわかりやすく提供することに努めております。	
その他	【株主様フェア】 株主優待の一つとして各店舗にて株主様フェアという特別な食事会を開催しております。年間100回程度を目標に開催し、管理部を中心とした役員がその時々に応じた事業の報告の場として株主と積極的な対話に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、企業がESG(Environmental:環境、Social:社会、Governance:企業統治・ガバナンス)の課題に適切に配慮・対応し、それを株主が評価して投資することが、地球環境問題や社会的な課題の解決・改善、さらには資本市場の健全な育成・発展につながり、持続可能な社会の形成に寄与すると考えております。特に株主、顧客、従業員、地域社会などの利害関係者(ステークホルダー)に対し、企業活動を通じて如何に社会的責任を果たし得るかを経営の最重要課題として位置付けております。 具体的には、地産地消の考えのもと、全国各地にレストランやホテルを出店し、地元へ根付いた店づくりをすることで、その地域における食文化の活性化及びその伝承、雇用促進などを推進しております。また、近年では出店エリアに留まらず、全国の都道府県や市町村とコラボレーションし、魅力ある日本各地の食材と地域を紹介するイベントを各店にて開催するなど、食を通じた地域社会への貢献も合わせて推進しております。 具体的には、地産地消の考えのもと、全国各地にレストランやホテルを出店し、地元へ根付いた店づくりをすることで、その地域における食文化の活性化及びその伝承、雇用促進などを推進しております。また、近年では出店エリアに留まらず、全国の都道府県や市町村とコラボレーションし、魅力ある日本各地の食材と地域を紹介するイベントを各店にて開催するなど、食を通じた地域社会への貢献も合わせて推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR用のホームページにて各種情報の提供を行っております。各店で株主フェアを開催し、株主との懇親の機会を設けております。
その他	当社は、性別を問わずそれぞれの経験や技能・役割に応じたマネジメント体制を構築しております。現在の取締役(社外取締役含む)、監査役及び執行役員の構成は、合計21名中7名が女性であり、それぞれの経験や技能・役割に応じたマネジメントの体制を構築しております。今

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システム基本方針>

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定は、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役は、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、管理部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。

内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会及び監査役会に報告されるものとする。取締役及び従業員が法令上疑義のある行為等について発見した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する体制を確立する。

また、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の社外取締役が在籍するようにする。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会で承認をした文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

ただし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的な対応は管理部が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、月1回を基本として取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。また、執行役員を含む幹部社員が参加する営業会議等を定期的で開催し、取締役会での決定に基づいた業務執行に関する指示・伝達を行うものとする。

業績目標については、取締役及び従業員が共有すべき全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。そして、ITを活用したシステム等により、その結果が迅速にデータ化され、取締役が定期的なその結果をレビューできる体制とする。効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するものとする。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「子会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。

4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ各社全体の内部統制を担当する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の監査役会及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の職務を補助する専任者は設置しないが、必要に応じて監査役会の業務補助のための監査役スタッフを任命することとする。その人事については監査役会の意見を尊重した上で取締役と監査役会の協議により決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。

2) 子会社の役員及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

子会社の役員及び従業員は、当社監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

8.上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス規程に基づき、監査役会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備するものとする。

9.監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10.その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、定期的に取り締役及び監査法人与それぞれ意見交換を行うものとする。

なお、内部統制システムの運用状況については、上記基本方針に基づき評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続きの見直しが行われており、基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。その概要は次の通りとなります。

・取締役会は、法令及び社内規定に従って、重要な業務執行を決議によって内定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。また、このような決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。

・監査役は、代表取締役、取締役及び業務執行役員、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実行制のある監査役監査の実施に努めております。

・代表取締役社長に直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けての提言を代表取締役社長、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。

・金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」(平成19年4月改訂)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。

当企業集団における方針・基準等については、「内部統制システム基本方針」「コンプライアンス指針」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶

縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として定期的開催している営業会議を活用しております。反社会的勢力に関

する業務を所管する部門は管理部(取締役管理部ディレクター・ジェネラルが責任者)とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対策マニュアル」を整備しております。

当社は、平成22年4月1日に(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び渋谷地区特殊暴力防止対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、必要がある場合は、これらの情報等に関して顧問弁護士とミーティングを行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は買収防衛策を導入しておらず、現在導入する予定もありません。今後、買収防衛策を導入する場合は、取締役会・監査役は株主に対する受託者責任を全うする観点から、導入に対する必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項